



平成 20 年 2 月 7 日

特定非営利活動法人  
京都消費者契約ネットワーク 御中

株式会社NTTドコモ関西

貴 NPO 法人殿より頂戴いたしました、平成 20 年 1 月 23 日付「照会書」に対して、弊社の取り扱いについて、以下のとおり回答させていただきます。

なお、同書において、弊社からの回答内容を公表される旨の記載があります点についてですが、弊社といたしましては、本照会の目的を鑑み回答させていただきますが、今後弊社の運用の変更があった場合等に無用の混乱を生ぜしめたり、本回答に記載した弊社の事務処理等を未成年者が悪用したりすることなども懸念されますので、本回答の取扱いにつきましては十分ご配慮いただきたいと考えております。

(株)NTTドコモ関西 お客様相談室 小川(カガリ) 吉識(ヨシ)
電話 06-6457-8989 平日 10:00~20:00

## 未成年者の契約に関する回答について

### ① 未成年契約の契約について

弊社は、弊社のサービスの提供条件や料金支払義務等の内容を理解した上で、申込することのできる基準として、中学生以上との基準を設定し、申込みを受け付けることとさせていただいており、それ以下の年齢のお客さまについては、親権者名義でのご契約をお願いしております。

なお、中学生以上のお客様であっても、未成年者である場合は、原則として親権者の同伴もしくは親権者からお申込み頂くことをお願いしており、親権者にご来店頂けない場合に同意書を提出いただくこととしております。

また、未成年者に対する「安心・安全」のひとつといたしまして、iモードフィルタリングサービスを提供してまいりましたが、平成20年2月より、同サービスへの加入推奨をこれまで以上に強化することとし、未成年保護に努めていくことを発表させていただいております。

### ② 親権者の同意確認

未成年の名義でご契約いただく場合は、上記①のとおり、原則として、親権者の同伴をお願いしておりますが、様々なご事情により同伴いただけない場合は、親権者の同意書（書面）を頂戴することとしております。

貴書にご提案の「親権者に対する電話による確認」につきましては、以前は弊社におきましても、未成年者のお客様が親権者の同行なしに来店された場合に、親権者に対して電話による確認を実施しておりましたが、多数の親権者様から「書面による同意書を持参させているうえに、更に電話連絡を行う必要があるのか」等といったご意見、ご指摘を頂戴いたしましたこともあり、現状の運用としております。

ただし、現在におきましても、未成年のご契約者が持参された同意書に不備がある場合や親権者が記載したものがどうか疑わしい場合は、記載された連絡先に電話連絡を行う等の対応を、適宜実施しております。

### ③ 契約後の受付について

親権者から未成年の契約者の契約に関する注文申込があった場合は、親権の行使であること、及び法定代理人（親権者）であることを確認の上、ご注文を受け付けることとしております。その際、契約者（未成年者）の意思表示は必要としておりません。

ただし、『通信の秘密』など、契約者（未成年者）本人にとって特に重要なプライバシー情報に関するご注文、お申出については、親権者であっても契約者（未成年者）の同意書面を頂戴することとしております。

#### （ご参考）

親権者が契約者（未成年）の契約を変更等する際に必要な確認書類は以下の通りです。

- ① 契約者（未成年者）の本人確認書類
- ② 親権者の本人確認書類
- ③ 親権者であることが確認できる書類

### ④ 取消への対応について

法令に照らして、取消に応じなければならないケース、制限能力者の詐術などに該当して取消が認められないケース等、個別のケース毎に判断しておりますが、制限能力者の詐術など民法上も本人又は親権者による取消権が行使できない状況であっても、弊社が取消に応じ一切の請求債権を放棄するようにとのご要望をいただいておりますが、弊社としては当該ご要望には応じられないことを申し添えますので、ご理解願います。